第十八条の十一第二項	第十八条の三十二第四項において読み替えて準用する法第十八条の十一第二項	地域限定保育士試験委員
		保育士試験委員
		都道府県知事
第六条の二十第一項	指定試験機関	認定地方公共団体の長
	法	指定地域試験機関
		法第十八条の三十二第四項において準用する法
	試験事務規程	地域試験事務規程
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第六条の二十第二項	指定試験機関	指定地域試験機関
	法	法第十八条の三十二第四項において準用する法
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第六条の二十一各号列記以外の部分	法第十八条の十三第一項	法第十八条の三十二第四項において読み替えて準用する法第十八条の十三第一項
	試験事務規程	地域試験事務規程
第六条の二十一第一号及び第三号から第五号まで	試験事務	地域試験事務
第六条の二十二	令第八条	令第二十条の六において準用する令第八条
第六条の二十三	指定試験機関	指定地域試験機関
	法	法第十八条の三十二第四項において準用する法
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第六条の二十四	指定試験機関	指定地域試験機関
	試験事務	地域試験事務
第六条の二十五	指定試験機関	指定地域試験機関
	試験事務	地域試験事務
	都道府県知事	認定地方公共団体の長